

タイトル	持続可能な地域社会の発展と「まちづくり」の課題： 韓国「大田型まちづくり」から
著者	内田，和浩； UCHIDA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，62(3)：15-39
発行日	2014-12-30

《論説》

持続可能な地域社会の発展と「まちづくり」の課題

— 韓国「大田型まちづくり」から —

内 田 和 浩

1, はじめに

筆者は、前稿¹において、近年の大田広域市におけるコミュニティ政策の変遷と、それに対する具体的な地域社会（「マウル」「トンネ」等）における「まちづくり」の動向を分析した。そこでは、大田広域市における1995（平成7）年からの民選市長5期にわたる広域自治体としてのコミュニティ政策の変遷を辿り、それぞれの政策がどのようなものであり、そのことによって地域住民の「まちづくり」がどのように展開しようとしているのか、大田広域市の1基礎自治体である東区での事例をもとに明らかにしようとした。

本稿では、その続きとして2年目を迎えた大田広域市におけるコミュニティ政策である「大田型良いまちづくり公募事業」と、各地域で取り組まれている地域共同体づくりへ向けての「まちづくり」のその後の展開について、東区の具体的な事例に即して分析するとともに、この間の日韓大都市比較研究の成果として持続可能な地域社会の発展と「まちづくり」の今後の課題について論じたい。

なお、本稿は平成23年度～26年度日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））「縮小社会」における持続可能な地域社会の発展に関する実証的研究」（研究代表・内田和浩）の成果の一部である。

2, 2年目を迎えた大田型良いまちづくり公募事業

(1) 大田型良いまちづくり公募事業とは

「大田型良いまちづくり公募事業」とは、2012（平成24）年8月にヨム・ホン Chol 市長が示した「大田型社会関係資本の育成」をめざす諸政策（具体的には、2013（平成25）年3月に市民向けに示された『社会関係資本を育む先導都市 大田の力 大田市民みんなが創っていきま』に書かれている）の柱の一つであり、2013年度には全市5自治区内で226事業が採択され、総額6億4千58万8千ウォンが支出された。そのうちA型（集まろう 地域住民間の関係網の形成・地域の再発掘をめざす学習会。200万ウォン）は、全市5自治区で171事業が採択され東区では30事業が採択された。B型（集まろう 小規模の地域事業支援。500万ウォン）は、全

¹ 拙稿「韓国・大田広域市におけるコミュニティ政策と持続可能な「まちづくり」」（北海学園大学経済論集 第61巻第4号 2014.3）を参照。

市5自治区で50事業が採択され東区では8事業が採択された。C型(やってみよう 地域単位共同事業の試行。2千万ウォン)は、全市5自治区で5事業が採択され東区では1事業が採択された²。

東区で採択された事業は、市から委嘱された12人の審査委員(アパートの管理人や各種団体から選出)による選考会議で審議され採択されたものである。その審査委員の1人として関わったカン・ヨンヒさん(共益的市民活動支援団体「草の根の人々」企画理事)は、「最初は、地域でワークショップを開きながら、地域の課題を見つけながら、いつでも公募できる事業にできなかった。一番大事なのは地域の自発性だ。しかし、それは(市に)受け入れられなかった。それで、いろんな地域の市民団体が学習しながら動いていた。ところが、市は期間を区切った公募事業にしてしまった。だから、そんな私たちの思いを知らない人たちの応募も多くなっていった。」と、公募事業が行われていくプロセスでの市と市民団体との葛藤を語っている。一方で、「担当する東区の公務員たちは、社会関係資本に関して少し認識があったので、審査員たちの考え方も尊重しながら決定することができた。」と担当した東区の職員たちの役割を評価していた³。

2013年度の事業については、結局大田広域市議会での予算確定が8月となり、予算を執行しての事業のスタートが8月下旬となった。そして、10月1日に大田広域市社会関係資本支援センターが設置され、「大田型良いまちづくり公募事業」を支援していくのである。

(2) 大田広域市社会関係資本支援センター

大田広域市社会関係資本支援センターは、2013(平成25)年2月28日(同年7月10日一部修正)に制定された大田広域市社会関係資本拡充条例第13条の規定により設置された。同条例第14条で「市長は支援センターを効率的に管理・運営するために関連機関や法人、団体等に委託することができる」とされたため、共益的市民活動支援団体「草の根の人々」が受託して、同年10月1日に大田市民大学近くの大田都市公社ビル3階に開設されたのだ。なお、同条例の全文は巻末の資料編に収録した。

「草の根の人々」は、大田で2004(平成16)年頃からマウル子ども図書館づくり運動が始まり、当時「大田参加自治市民連帯」の事務所長をしていたキム・ジェソンさん(現・「草の根の人々」常任理事)がその支援組織として結成した団体で、2007(平成19)年までの間に韓国政府労働部の「社会的働き口創出事業」と社会福祉共同募金会の支援と連携して大田広域市内に15カ所のマウル子ども図書館を創るとともに、市民活動の専門的な中間支援機関として2008(平成20)年に社団法人として設立されたのだ。その後、大田広域市の「大田型社会関係資本の育成」をめざす諸政策に関わるようになり、大田広域市社会関係資本支援センターの受託団体となったのであった。「草の根の人々」の設立からこれまでの沿革と歴史は、〈表1〉のとおりである。

大田広域市社会関係資本支援センターには、現在6人が働いており、うち3人が「草の根の人々」の事務所(大田広域市中区にある大田草の根市民センター内)から来て、3人は新規に採用した。センター長には、キム・ジェソンさんが就任した。

² 詳しくは前掲拙稿 p 119~p 121 を参照。また、東区で採択された事業については p 124~p 126 を参照。

³ ここでの発言は、2013(平成25)年11月5日に大田広域市社会関係資本支援センターで行ったカン・ヨンヒさん(「草の根の人々」企画理事)へのインタビューでの発言。前掲拙稿「韓国・大田広域市におけるコミュニティ政策と持続可能な「まちづくり」」p 127より再掲。カンさんは大田におけるマウル子ども図書館づくり運動の中心人物。その後、「草の根の人々」に参加。

〈表1〉「草の根の人々」の沿革と歴史

2007年 5月	大田市民社会研究所マウル子ども図書館づくり蛍の光事業団
2008年 5月	社団法人「草の根の人々」推進企画団構成及び運営
8月	社団法人「草の根の人々」創立総会
8月	社団法人「草の根の人々」法人設立認可・登録 草の根流浪団——善良なマウルを尋ねて実施
10月	共益文庫 草の根アーカイブ設立登録 第1回共益的市民活動アイデア公募4個事例 500万ウォン授賞
12月	都市型共同体草の根流浪団実施
2009年 2月	労働部「社会的働き口創出事業」「相互扶助社会学校事業団」選定
6月	2009地域人材育成事業五万創造フォーラム 大田草の根市民センター開院式
2010年 1月	第2回共益的市民活動アイデア公募大会
7月	草の根社会的企業アカデミー
10月	2010非営利団体経営カンファレンス開催
12月	大田市自立型地域共同体教育コンサルティング支援機関
2011年 3月	大田市マウル企業教育コンサルティング支援機関
6月	2011非営利団体経営カンファレンス開催
7月	2011青年など社会的企業家育成事業委託機関
8月	大田予備社会的企業支援機関
10月	草の根社会的経済アカデミー
11月	2011大田社会的企業マウル企業博覧会開催
2012年 3月	大田広域市社会的企業統合支援センター 2012青年など社会的企業家育成事業委託機関
5月	社会的企業専門コンサルティング提供機関登録 2012ソーシャルベンチャー圏域別競演大会遂行機関 2012社会的企業家常設アカデミー運営機関
7月	2012非営利団体経営カンファレンス
12月	草の根フェロー基金 草の根協同組合支援センター

出典：「草の根の人々」ホームページをもとに筆者が翻訳して作成

2013（平成25）年10月1日以降、センターでは2013年度「大田型良いまちづくり公募事業」の採択団体へのコンサルティングやセミナー、活動報告会等を実施するとともに、2014年度の公募や審査・選定、採択団体への研修会の開催、コンサルティング等を行っている。また、センター施設内には事務室の他に、100坪程のスペースがあり、そこには市民が自由に立ち寄り語り合ったり相談したりできる「助け合いのカフェ草花」が設置され、40人ほどの教室としても使用でき、他に4つの小会議室も設置され、市民に無料で利用されている。筆者が2014（平成26）年3月13日に2度目の訪問をした時には、大田市内のマウル子ども図書館関係者が10数名集まって、自主的な研修会を開催していた。

センターで実施してきた事業を整理すると〈表2〉のようになる。なお、センター開設以前はすべて大田広域市庁（自治行政課社会関係資本担当）が行ってきた。

「草の根の人々」企画理事であるカン・ヨンヒさんは、「なぜ、市長の政策に関わることになったのか？」という筆者の質問に対して、「草の根の人々」の活動をしていく中で、限界を克服する手だては学習だと感じていた。それを市に要求していた。大田でも市民からの「まちづくり」への要求はあったが、一番大きかったのはソウルでの動き（ソウル市長パク・ウォンスンによる「ウリマウルプロジェクト」とソウル特別市地域共同体づくり総合支援センターの設置）。それを

〈表2〉「大田型良いまちづくり公募事業」の展開と大田広域市社会関係資本支援センター

2013年3月20日	2013年度大田型良いまちづくり公募事業住民説明会開催
3月21日～4月10日	2013年度大田型良いまちづくり公募事業募集
4月15日～4月30日	同審査（各自治区毎に12人の審査委員を委嘱）
5月15日	2013年度大田型良いまちづくり公募事業選定公告
6月	2013年度大田型良いまちづくり公募事業参加者教育
8月	大田広域市議会に関連予算が成立し、下旬以降事業がスタート
10月1日	大田広域市社会関係資本支援センター開設
11月18日～12月20日	社会関係資本市民参加コンペ
11月27日	大田型まちづくり先進地視察開催（ソウル・ソンミサンマウル等）
11月27日～12月4日	まちづくり事業展「隣人」開催
11月28日～12月7日	（全4回） 2013大田型良いまちづくり参加者住民を対象に精算の会計教育
12月11日	2013大田型良いまちづくりネットワークの構築のためのワークショップ「聞いてみる私たちのマウル」開催
12月18日	2013社会関係資本政策セミナー開催
12月19日	マウル企業及び協同組合設立説明会開催
2014年2月3日～14日	2014年度大田型良いまちづくり公募事業募集
2月6日	コミュニティマップ（住民が集まるための市民共用スペース）をウェブに公開
2月10日	2013年度大田型良いまちづくり優秀事例資料集「仲良く」刊行
3月7日	2014年度大田型良いまちづくり公募事業選定公告
3月11日	2014大田型良いまちづくり「マウル共同体事業事前教育“私たちのまち、新学期”」開催
3月25日～4月8日	シェア経済アカデミー開催
4月21日～24日	2014年度下半期大田型の良いまちづくり公募事業募集
5月20日	2014年度下半期大田型良いまちづくり事業選定公告
5月23日	下半期マウル共同体事業事前教育
8月～11月	訪問マウル共同体教育ウェブサポート事業募集
9月19日	訪問マウル共同体教育選定発表
10月21日	社会関係資本支援センター開所1周年記念政策セミナー

出典：大田広域市社会関係資本支援センターホームページと関係資料をもとに筆者が翻訳し作成

ヨム市長が見ていて言い出した。結果として、市民側の要求が動かした。市の方針は市民が望んだ形ではなかったが、自分たちはそれを利用してやっ払いこうと思っている」と語っている⁴。

そして、2012（平成24）年8月にヨム市長が諸政策を提起した後、最初に始めたのは大田広域市の公務員の学習サークルを組織することであり、まずは担当部局の職員研修（テーマ「社会関係資本」について）に「草の根の人々」として関わったという。そして、住民たち自身の学習の必要性を提起し、市議会での予算化を提案するとともに、2013（平成25）年3月に開催された各自治区の「大田型良いまちづくり公募事業」担当者研修に関わり、同年6月の「大田型良いまちづくり公募事業」参加者教育にも関わって行ったのだ。

これらを経て「草の根の人々」が大田広域市社会関係資本支援センターの受託団体となり、センター開設以降の事業を積極的に行っているのである。

⁴ ここでの発言も、2013（平成25）年11月5日に大田広域市社会関係資本支援センターでのインタビューから。

(3) 2年目の大田型良いまちづくり公募事業

2年目の「大田型良いまちづくり公募事業」は、社会関係資本支援センター長の名前で公募され、選定作業が行われ採択された。1年目の「大田型良いまちづくり公募事業」は、先のカン・ヨンヒさんの言葉からもわかるように、大田広域市と基礎自治体である各区が協力して選出団体の審査を行い、試行錯誤しながらも区職員も役割を果たしながら進められていた。しかし、「草の根の人々」が業務受託した社会関係資本支援センターの発足後は、同センターの事業として採択団体への支援が行われるようになり、そのことについて、カンさんは「昨年は、市が区に（均等に）割り当てたが、今年はセンターとして全体で良い実践を選定した」と語っている⁵。つまり、「大田型良いまちづくり公募事業」を市がセンターに委託したことによって、「区は、センターのパートナー」になったのだ。しかし、一方でカンさんは「東区と中区は協力的だが、他の区はちっと」ともいう。理由として、東区、中区、大徳区は貧しい地域なので、住民と区との関係がもともと強かったが、ユソン区と西区は都市的なので、住民の地域への意識が低い。特にユソン区は、研究者が多く住んでいて「自分たちでできる」という意識が強いことを上げる。そして、カンさんは「中区は、住民自身で創った組織が多いが、東区は官依存意識が強く、区役所を通さないとセンターが住民団体と何もできない。」という。また、「東区は、総務課が「まちづくり」の担当で、東区長自身は「大田型良いまちづくり公募事業」にとっても興味があるが、担当職員自身はあまり関心がない。」と語り、「2014年度は、東区の選定が少なくて区長や総務課長は残念だと思っている。」とも語っている。

2014年度は、2014（平成26）年3月7日に「2014年度大田型良いまちづくり公募事業」の選定が行われ、全市で99事業が採択された。内訳は、全市ではA型59事業・B型38事業・C型2事業であった。さらに、同年5月20日には「2014年度下半期大田型良いまちづくり公募事業」として、全市で50事業が採択された。内訳はA型45事業・B型3事業・C型2事業であった。したがって、2014年度全体では、全市で全149事業（A型104・B型41・C型4）となった。

だが、同年3月13日に大田広域市社会関係資本支援センターを訪問した際、筆者はカンさんから下半期の公募事業が行われることは全く聞かされていなかった。そこで、改めて同年8月27日に大田広域市社会関係資本支援センターを訪問し、「下半期の公募はなぜ行われたのか？」と質問した。これに対してカンさんは、「定期的に公募するだけでは、締め切りの段階では未だうまく進んでいないグループがあり、自分たちセンター側はいつでも申請できるようにしたかった。3月の時の審査では、中途のグループは採択しなかったので予算も残っていた。センターから提案して、市で予算をつけて下半期の募集を行った」と答えてくれた⁶。また、2014年度からC型の予算が2000万ウォンから800万ウォンに減額したことについては、「まちづくりにとって一番大事なのは、コミュニティをつくること。しかし、団体が法人としてちゃんと事業をするには2千万ウォンは適当な額だが、一般団体では額が多すぎて尻込みして申請しないので減額した」という。

⁵ ここでの発言は、2014（平成26）年3月13日に大田広域市社会関係資本支援センターで行ったカン・ヨンヒさんへのインタビューでの発言。以下のカンさんの発言は、すべてこの時の発言。

⁶ 2014（平成26）年8月27日に大田広域市社会関係資本支援センターで行ったインタビューでの発言。以下のカンさんの発言は、すべてこの時の発言。

いずれにせよ、2013年度が全部で226事業の採択だったのに対して、2014年度は149事業と明らかに減少しており、2014（平成26）年7月1日から新しくクォン・テソク市長が就任しており、今後の大田広域市における「まちづくり」政策の転換が心配される。このことに関してカンさんは、「現在（8月末）、市の予算編成期だが、詳しくはどうか決まっていない。しかし、新市長は社会関係資本という言葉は難しいと考えているので、市の方針は大きな形としては変わらないと思うが、どうなるかわからない。ただ、社会関係資本支援センターは、これからも続くと思う」と語るとともに、個人的意見として「これまでの政策は市がパッとやってきた事業だが、元々「まちづくり」は市民が下からやってきたもの。市長が変わっても市民主体で続けられると思う」とも述べている。

なお、〈表3〉は「2014年度大田型良いまちづくり公募事業」の支援類型をまとめたものである。前年度に比べて、名称や予算額等に若干の違いがある。

〈表3〉 2014年度大田型良いまちづくり公募事業の支援類型

事業類型	集まろう（A型）	してみよう（B型）	育てよう（C型）
		マウルの調査・住民の学習	小共同体事業
事業費	200万ウォン以内	500万ウォン以内	800万ウォン以内
事業内容	○地域資源調査 ○社会的問題の解決とマウルの発展のための発掘などの活動（マウルの調査、学習、見学等）	○マウルの問題を住民の協力を通じて解決していくマウル住民共同体事業 ○マウルの問題を住民自ら解決していく住民の集まりの発掘育成や住民共同体活動家発掘育成事業 ○マウル共同体間のネットワーク形成事業	○マウルの問題を住民の協力を通じて解決していくマウル住民共同体事業やマウルの共同体との間の共同協力事業
選定優遇	○マウルの問題を創造的な方法で解決する事業 ○住民会議の働きを発掘・訓練・組織したり、住民の集まりの間でネットワークを形成したりして相互に協力する事業 ○2013年大田型の良いまちづくりの優れた事業の推進、住民の集まり ○地域社会の問題解決（市民和合、対立の解消、社会的暴力、世代共存など） ○自己負担と共同基金造成時に優遇		
事業費 編成基準	○食費と活動費は、補助金、事業費の10%以内に制限		

出典：2014年4月1日に大田広域市社会関係資本支援センターが公示した「大田型良いまちづくり事業実施広告」をもとに筆者が翻訳し作成した。韓国語タイトルは、대전광역시 사회적자본지원센터 공고 제 2014-03 「대전형 좋은마을 만들기 사업 시행 공고」

(4) 大田市民大学

大田市民大学は、2012（平成24）年12月に移転した忠清南道庁の跡地利用と周辺地域の再開発のためもあり、2013（平成25）年7月1日に開校した生涯学習機関としての市民大学である。設置の目的には、「社会関係資本拡充のための学習者オーダーメイド型プログラム運営の推進」も上げられている。

この大田市民大学を運営しているのは、韓国の平生教育法（2007年改正）で広域自治体に設置が義務づけられ、2011（平成23）年7月に全国で初めて財団として設置された大田平生教育振興院であり、上記の目的のため大田広域市より特別な予算化がなされたのである。〈表4〉は、

〈表 4〉 大田平生教育振興院設立の経過と大田市民大学の沿革

2010年 9月24日	大田平生教育振興院設立のための基本計画策定
2011年 4月 8日	大田広域市平生教育振興条例の制定 (第 3944 号)
2011年 4月 8日	財団法人設立のための発起人総会及び創立理事会開催 — 理事長：大田広域市行政副市長 — 大田平生教育振興院の定款および各種規制の制定
2011年 6月13日	財団法人設立登記
2011年 7月 1日	ギム・チュンギョム初代院長選任
2011年 7月28日	大田平生教育振興院開院
2012年12月	大田市民大学設立のための基本計画策定
2013年 2月	大田平生教育振興市民大学本部設置
2013年 3月	大田市民大学本部運営
2013年 4月	大田市民大学運営規定制定
2013年 7月 1日	ヨン・ギュムン第 2 代院長選任 大田市民大学開校 夏学期 (7～8 月) 運営 / 2 学期 (9～12 月) 運営
2014年	冬学期 (1～2 月) 運営 / 1 学期 (3～6 月) 運営 夏学期 (7～8 月) 運営 / 2 学期 (9～12 月) 運営

出典：大田平生教育振興院及び大田市民大学ホームページをもとに筆者が翻訳し作成

大田平生教育振興院設立の経過と大田市民大学の沿革を整理したものである。

大田市民大学の事業目的は、①平生教育機会の提供拡大による平生学習社会の早期定着—学習欲求の充足、生活エネルギーの再充電、職業能力の向上、地域問題解決能力の伸張②旧・忠南道庁舎の空間リサイクルを通じた旧市街地の活性化—学習文化センターの旧市街地再生モデルを提示し、地域経済の活性化をはかる、が掲げられている。大田平生教育振興院のヨン・ギュムン院長（大田市民大学長兼務）も「都市化・高度化の中で、この道庁があった付近の計画をどうするかが都市計画の課題となった。そこでこの場所に市民大学が創られた。」と語っている⁷。

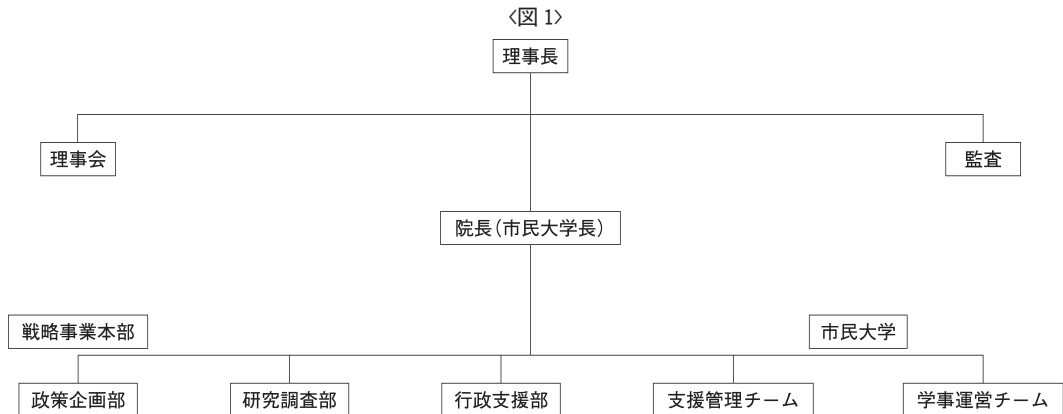
一方、「大田型良いまちづくり」の諸施策では、社会関係資本の拡充としての主体的な市民意識の形成のための学習支援がコミュニティ政策の中心に置かれており（「社会関係資本拡充のための平生教育」や「社会関係資本拡充の主要戦略としての平生学習」等の言葉が見られる）、大田市民大学にはそのために市民への平生学習支援が期待されているのである。

大田平生教育振興院と大田市民大学の組織は、〈図 1〉の通りである。

職員数は、2014（平成 26）年 8 月現在で院長（市民大学長）を除くと 42 人であり、そのうち 25 人（支援管理 3 人、学事運営 22 人）が市民大学担当となっている。ヨン院長は、「市民大学の職員は、20 人。まだ足りないのでも来年度（筆者注：2014 年度のこと）新規採用を予定している。振興院の職員は 17 人で市民大学開校に合わせて独自に 20 人採用した。振興院も市民大学開校とともにここ（旧・忠清南道庁舎）に移転した。37 人の全職員のうち大田広域市庁からの派遣の公務員は 5 人で、それ以外の 32 人はすべて平生教育士⁸である。国内の平生教育振興院の

⁷ 2013（平成 25）年 11 月 4 日に大田平生教育振興院（大田市民大学）で行ったヨン・ギュムン院長へのインタビューでの発言。ヨン院長は、教育学博士で大学教授や大田広域市職員を務めた。以下、ヨン院長の発言引用は、すべてこの時のインタビューでの発言。

⁸ 日本の社会教育主事にあたる韓国の平生教育を担う専門職員。日本では社会教員主事の身分は教育公務員であり任用資格であるが、平生教育士は平生教育・学習施設に雇用されている者が多く公務員身分は少ない。養成機関は、大学及び平生教育振興院。



中で、平生教育士の数が一番多い。また、32人のうち私（院長）を含む4人が博士であり、修士も相当数いる。」と語っていた。しかし、その後2014（平成26）年8月26日に行った大田市民大学学事支援チームキム・ミヨンチーム長へのインタビュー⁹では、「2014年度の新規採用者は、4月に3人、8月に3人。うち平生教育士は、1人のみで残り5人は資格を取るために単位を取っている人である。支援管理チームは、全員当初は市から派遣された公務員だったが、今は全員プロパー職員になった。学事運営チームのうち平生教育士は、7人くらいで準備中を入れると半数程である。」と語っており、平生教育士の数についてはヨン院長と異なっていた。また、キムチーム長は、「採用条件として、平生教育士の資格を必ず持っていなければならないわけではない。ただし、資格があれば優先される。」と語り、大田市民大学担当職員の採用では以下の4つの職級ごとに採用したと説明してくれた。1つは、大学卒直後の未就業者で10人。2つ目は、大卒2年以上で9人。3つ目は、修士課程修了2～3年以上又は大卒4年以上で4人。4つ目は、チーム長クラスで博士取得者か修士課程修了4年以上で2人である。キムチーム長は、職員の専門性について「平生教育とはどこにもあるので、その人の経験から学ぶことが重要。人間について考えること。仕事に対する姿勢。この経験が職員として重要だ。個人的には、大学での平生教育士になるための課程の授業より、仕事に就いてからの知識や努力、経験が重要だ。」と語っている。

大田市民大学では、年間を通じて第1期（3月～6月）、夏期（7月～8月）、第2期（9月～12月）、冬期（2月～3月）に定期講座を開講するとともに、大田市民大学運営規定第2条に規定されている「平生教育の専門家の養成や再教育」「学習サークルなど学習者の組織化支援」等の事業や講堂、会議室、講義室などの施設貸館、保育室、図書室の運営等を行っている。

定期講座は、アカデミーと称して、人文科学・世界のすべての言語・心理リーダーシップ・料理・健康スポーツ・音楽・工芸美術・舞台芸術・写真映像芸術・職業教育・コミュニティ・経済経営・科学コンピュータの全13分野で開講されており、2013年度の夏期は699プログラムが

⁹ 2014年8月26日に大田平生教育振興院（大田市民大学）で行ったキム・ミヨン学事支援チーム長へのインタビューでの発言。キムチーム長は、大田広域市の職員教育に関わった経験のある人で、教育工学が専門の教育学博士。以下、キムチーム長の発言引用は、すべてこの時のインタビューでの発言。

開かれ 9716 人が受講している。第 2 期には 915 プログラム 1 万 2388 人、冬期は 1067 プログラム 1 万 4090 人が受講している¹⁰。2014 年度第 1 期（3 月～6 月）については、最終的な数値は公表されていないが、現在では各期毎に千を超えるプログラムが開講され、1 万人を大きく超える受講者が市民大学で学んでいるのである。

施設には、教室（30 室）、会議施設（セミナー室、会議ホール）、サークル室（8 室）、実習室（38 室—園芸実習室、木工芸実習室、陶芸実習室、ガラス工芸実習室、調理実習室（5 室）、衣装実習室、多目的実習室（4 室）、コンピュータ実習室（3 室）、マルチメディア制作実習室、語学実習室（2 室）、国楽活動室、音楽練習室（5 室）、個人練習室、アート活動室（3 室）、生活科学室、多目的工芸室、伝統学習室、乳幼児教育活動室）、体育活動室（生活体育室、多目的体育活動室、小規模体育活動室）、大講堂、展示ギャラリー、設備（案内所、学習相談コーナー、情報資料検索コーナー、家族図書室、視聴覚室、音楽室、保育施設、便宜施設）、行政施設（大田平生教育振興院・大田市民大学事務室、教授研究室、講義準備室）があり、定期講座の教室として使用されたり、学習サークルや団体に有料で貸し出されたりしている。主な使用料は、一番大きな大講堂（280 人）が 1 回（4 時間以内）10 万ウォンで、教室が 1 回（4 時間以内）2 万ウォン、サークル室が 1 回（2 時間以内）1 万ウォンとなっている。

学習サークルなど学習者の組織化支援では、2014（平成 26）年 1 月から一年間の事業として「社会関係資本づくりのための大田市民大学の学習サークルサポート事業」を行っている。これは大田市民大学の定期講座をキッカケにできた 5 人以上の学習グループ（学習者と講師）に対して、活動計画書等の申請と選定によってサークル室の使用や活動経費等を支援するもので、地域社会への貢献が優れているサークルには、国内テーマ研修への後援の機会も与えられるという。

このように、「大田型良いまちづくり」では、社会関係資本の拡充としての主体的な市民意識の形成のための学習支援がコミュニティ政策の中心に置かれているのである。

3、東区での具体的な地域共同体づくりの展開

東区は、広域自治体である大田広域市にある 5 つの自治区の一つであり、基礎自治体である。KTX の大田駅を含む大田の旧市街地から東側の地域であり、1989（平成元）年に当時の大田直轄市の自治区に昇格している。

東区の人口は、2014（平成 26）年 9 月 30 日現在 247,568 人（男 125,312 人、女 122,256 人、101,982 世帯）で、面積は 136.6 km² となっている。区内には、16 の行政洞があり、それぞれに住民センター（日本でいえば出張所兼地域集会所）が設置されている。小学校は 21 校、中学校は 11 校ある。

韓国には、行政洞の下に行政組織として統（東区には 377）や班（東区には 2040）が置かれ、それぞれに統長・班長が区長より任命されているが、日本の町内会・自治会のような地域住民自治組織は存在せず、洞の区域（各洞住民センター内には、住民自治委員会と住民自治センターが置かれている）や「トンネ」と呼ばれる小地域での「まちづくり」や地域共同体づくりの取り組みが行われており、「大田型良いまちづくり公募事業」とは正にそのような地域共同体づくりを誘発するためのコミュニティ政策なのである。

¹⁰ ここでのデータは、2014（平成 26）年 8 月現在の大田市民大学ホームページから。

東区は、大田広域市の中でも旧都心と呼ばれる東側の地域にあり、市内で最も貧困層が多く住んでいる地域である。区内には大学も多く、一部の地区には高層分譲アパートも出来て新興住宅地になっているが、近年は同じ市内の西区やユソン区への人口移動もあり人口減少が始まっている。大田広域市では、旧都心を中心にした東側と新都心を中心にした西側の教育環境、教育熱、教育財政の差がとても大きく、その結果子どもが高学年になると東側の小学校から西側の小学校に「家計の借金に甘んじて」移住するということが多く行われているという¹¹。

「2014年度大田型良いまちづくり公募事業」（下半期も含む）では、東区は29事業が採択され、内A型20事業・B型8事業・C型1事業であった。〈表5〉は、東区の採択事業（団体名・事業名）を整理したものである。

〈表5〉 2014年度 大田型良いまちづくり公募事業 東区 採択事業

A型（20事業）

番号	団体名	事業名
1	チョッパン生活人幸せ共同体準備委員会	チョッパンマウル広報大作戦
2	南大田e楽な世の中アパート入居者代表会議	節約して使って分けて使って変えて使って再び使う住民和合市場の集まり
3	良い人々	アパート層間騒音紛争解決と美しいアパートづくり
4	鳥たちモー広間	会ったら良いさん
5	東区ヒョ洞老人会 会長協議会	健康管理のための全会員温熱私和運動
6	ふっくら遊び庭	良い遊び文化で幸せ分け
7	市営アパートの共同花壇づくり	市営アパートの共同花壇づくり
8	デドン川ネイバー	美しいトンネ（デドン川）の祭典
9	キャットマムケトダディのきれいなまちづくり	キャットマムケトダディのきれいなまちづくり
10	第2グループの健全な建築	ヨンウン洞美しい景観まちづくり
11	バクピョンヨン祠堂保全とソンヤンの集まり	バクベンヨン祠堂保全とソンヤン継承・発展
12	鳥たち真の愛	温室効果ガス削減し、地球も生かし、住民和合市場の集まりに近所の友達を作る
13	バナム洞マウル環境を守る	環境保護を実践する隣人愛
14	疎通と和合のハンバツザイ	疎通と和合のハンバツザイ
15	一緒にするトルアン	一緒に集まり環境にやさしい素材で生活用品づくり
16	私たちの子供を守る会	私たちの子供を守る会
17	私たちのマウル探検隊	私たちのマウル探検隊のカヤン2洞宝探し
18	ヨンサモ	幸せなヨンウンマウル生き生き情報通
19	アナカム芸術の花生態マウル／A型に削減支援	山の中アナカム芸術の花生態マウル
20	イサモ／A型に削減支援	マウル内道飾り及び谷小流地小河川整備

¹¹ カン・ヨンヒ「マウル図書館：学びを分け合う平生学習館」（『地域平生教育』エピステメ、2013）を参照。
原文名：강영희 「마울도서관：배움을 나누는 평생학습관」（『지역평생교육』에피스테메、2013）

B型（8事業）

番号	団体名	事業名
1	虹の遊びご飯	アパート親と子どもが作る共に生きる世界
2	花が咲くヒョナムマウル共同体	一緒に作るヒョナムムマウル生命共同体
3	力を合わせて作る夢の木	北朝鮮離脱住民自立のための一抱え菜園飾り
4	アッチムマウルアパート婦人会	花の道で一つになるアッチムマウル共同体づくり
5	トダックナンタ公演同好会	伝統モドムブックナンタを利用した尋ねる公演開催
6	シンサモ	近寄る新興文化憩い場
7	ソンナム洞手助け青年会	歌と音楽が流れるソンナム洞壁画まちづくり
8	ソンナム愛コインランドリー	コインランドリーを利用してお年寄と一緒にクリーンソンナム洞

C型（1事業）

番号	団体名	事業名
1	人の香り協同組合	人の香り消息を盛り込んだマウル新聞

出典：大田広域市社会関係資本支援センターが公示した「2014年大田型良いまちづくり事業選定公告（2014.3.7及び2014.5.20）」を元に筆者が翻訳し作成。韓国語タイトルは，대전광역시 사회적자본지원센터 공고 제 2014-02 及び 2014-04 「2014 년 대전형 좋은마을 만들기 사업선정 공고」

ここでは、「大田型良いまちづくり公募事業」の東区における2013年度及び2014年度の採択団体のうち、「虹の遊びご飯」と「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」（現・人の香り協同組合）の2つの団体を取り上げ、その具体的な「まちづくり」の展開過程を考察していく。

(1) 実践事例1「虹の遊びご飯」

「虹の遊びご飯」は、東区チョン洞ヒューマンシアアパート第2団地に住む母親たちが立ち上げた団体である。この団地は、2008（平成20）年12月に完成した家族向けの分譲アパートで、2014（平成26）年3月現在、30代から40代の夫婦と子どもを中心とした768世帯が暮らしている。

2013年度は、A型（集まろう。200万ウォン）であったが、2014年度はB型（してみよう。500万ウォン）の採択を受け、活動の幅をさらに広げようとして取り組んでいる。

以下、2014（平成26）年3月17日に行った「虹の遊びご飯」メンバーへの聞き取り調査¹²の記録を元に、①～⑤の項目ごとに整理していく。①は、どのようなキッカケで「まちづくり」活動に取り組み始めたのかである。「大田型良いまちづくり公募事業」への応募したことも含めて整理する。②は、この間行ってきた具体的な取り組みについてである。③は、②の取り組みを通じて団体としてどのような意識変化のプロセスがあり、活動の方向性や内容が変化してきたのかである。④は、2年目を迎えて今後どのような「まちづくり」への展望を持っているかである。最後に⑤として、「大田型良いまちづくり公募事業」の選考と採択に関わり、その後の研修やコンサルティングに関わっているカン・ヨンヒさんからの評価とそれらを踏まえて筆者の若干の分析を述べていく。

¹² 2014（平成26）年3月17日ヒューマンシアアパート第2団地図書室で、代表のソ・ヒョンジュさん他10名程のメンバーと昼食を食べながら聞き取り調査を行った。

①キッカケ

最近の子供たちは、塾とかに通っていてかわいそうだと思っていた。ソウルの「まちづくり」の進展を見て、大田にないことを残念に思っていた。2013（平成25）年3月に市の公募があり、まず4人からスタートさせた。7人以上でないと応募できないので、周りに呼びかけて7人集めて、応募した。4人は公募事業がでる前からの仲間。今は13人の親たちがメンバー。

②具体的な取り組み

定期的な活動は、週1回の会議（親）・週1回の遊び場事業（子ども）・月1回の読書会（親）であり、その他不特定の行事としてフリーマーケットや講演会、老人ホームへの慰問等を行い、団地の大人たちへ働きかけている。

最初の思いは、勉強だけでなく子供たちに遊び場を作ってあげたかった。また、親たちがおしゃべりだけでなく、読書会をしようと2013（平成25）年4月から始めた。市の予算は8月から付いたが、それとは関係なく始めた。最初の活動は自宅で始めたが、8月から団地の図書室を使用。それまで図書室では事業が行われていたので、読書会も事業なので聞いてみたら使えることがわかった。団地内集会所の図書室を使用するようになり、活動の幅が広がっていった。

週1回の遊び場事業（子ども）は、毎週水曜日の午後、第1団地と第2団地の間にある遊び場で、乳幼児から小学校高学年まで（中学生も）が30～50人一緒に遊んでいる。

③プロセス

自分たちメンバーの子どもは、3歳から小学校6年生までだが、参加する子どもには中学生もいる。中学生自身が「一緒にやっていいか？」と言って入ってきた。最初から中学生も参加していたので、排除するのではなく一緒に遊んでいた。同じ時期に新しい団地に引っ越してきた同じような子育て世代が住む団地だったので、ここで子育てをしたいと思って引っ越してきた人たちが多かった。だから、最初から「会員限定」とせず、「誰でも遊べます」と取り組んできた。

団地には、当初から団地内集会所に図書室があった。図書室があるから、ここで子供を育てたい、と思って引っ越してきた人もいる。しかし、決められた時間にしか使用できなかった。使用できることがわかって、自分たちで使用（週1回の会議や月1回の読書会）し、自分たちが担い手なることで住民が日常的に使用できる地域図書室に変えていこうと取り組んでいった。

団地の大人へ向け活動は、父母教育として取り組んでいる。子どもを自由に遊ばせるためには、親が変わらなければ遊ばせられない。それで読書会や親教育を始めた。老人ホームとの交流もしている。親たちが地域の人々と一緒に取り組むことを見せると子どもたちも理解していく。

最初から子どもだけでなくいろんな人たちが住んでいる地域なので、地域とのつながりを創っていきたくて思っていた。老人や他の親たちとの関わりも、負担だという考えもあった。しかし、話し合いをして説得したり、老人ホームへの発表の練習する中で話をしたり理解し合っていた。多くの住民が地域への共通の思いがある。時々違う考えも出るが、読書会を通じていろんな考え方を集めていく。そして共有していくというプロセスがある。

この間、大田広域市社会関係資本支援センターでの諸研修への参加や、そこで紹介された中区のアルチャム子ども図書館へ視察学習をするなど、他の活動から受けた影響が大きいと感じている。

④今後の展望

2014年度はB型の採択を受け、これまでやっていた活動に加えて、①図書館活性化②PR③アパート代表会と住民とのつながりを創る活動、をやっていきたくと考えている。ここはアパート団地の図書館(集会所図書室)で、図書館長は団地の代表会長がやっている。今は、午後3時から午後5時までの決められた時間しか本の貸し借りができない。自分たちが担い手なることで住民が日常的に使用できる地域図書室に変えていこうと、さらに取り組んでいきたい。当初は、第2団地のみを自分たちのマウル(「まち」と考えて取り組んできたが、遊び場を共有する第1団地や同じ小学校に通っている第3団地も含めて、今はヒューマンシアアパート全体への「まちづくり」としての働きかけを行っている。しかし、自分たちが第2団地から取り組んでいるように、他の団地の人たちもそれぞれの団地で「まちづくり」に取り組んでいくようになることを望んでいる。そして、それらの人々とネットワークをつないでいく中で、「まちづくり」が広がっていくと考えている。

⑤評価と分析

カン・ヨンヒさんは、最初にお会いした2013(平成25)年11月のインタビューの際、東区で採択された団体の中で注目している団体は?という筆者の問いに対して、A型では2つの団体を上げていた。その1つが「虹の遊びご飯」であり、「(「虹の遊びご飯」は、)今後発展する可能性が見える。最初はアパートに住んでいる母親たちのお茶会だった。その後、子どもが昔の伝統遊びをするなど親たちの学習の場になっていった。」と、その後の活動の発展の可能性を評価していた。「③プロセス」からも、正にその発展が読み取れる。また、2014(平成26)年3月のインタビューでも、「虹の遊びご飯」をB型で採択したことを踏まえて「最も注目している」と話していた。さらに同年8月のインタビューの際、その後の「虹の遊びご飯」について訊ねると、「アパート全体のマウル図書館の活動へ発展した。しかし、アパート代表者会議との意見調整が大変で、今も図書館づくりに取り組んでいる。」と語り、新たな展開という点では、「個人的にはやっているが、他の団体との新しい関係にはなっていない。」と語っていた。このようなカンさんの評価には、2つのポイントがあると考えられる。一つは、学びと学び合いであり、その成果としての活動の広がりや発展である。2つ目は、「マウル」の捉え方とその広がりである。先に述べたようにカンさんは、大田における「マウル子ども図書館づくり運動」の中心人物であり、大田マウル図書館協議会の初代会長も務めた人物である。市民活動を通じて「限界を克服する手だては学習だ」と理解してきており、「虹の遊びご飯」のメンバーたちが、学習すること、学び合うことの重要性に気づき、正にその学びを発展させていくことを通じて活動の幅を広げ、活動を発展させていったことを評価しているのである。「マウル」の捉え方については、カンさん自身明確にどこまで(例えば、小学校区、中学校区、基礎自治体等)と考えているわけではない。日本の自治会・町内会のような地域住民自治組織が存在しない韓国では、「まちづくり」¹³の範囲は明確ではなく、それぞれがウリ(私たちの)「マウル」と称して「まちづくり」に取り組んでいるのである。しかし、カンさんの意識の中には「虹の遊びご飯」の活動がアパート団地1棟の中で留まっていることに対する評価は低く、その広がりを求めているのである。

¹³ 韓国語で 마을만들기 [マウル マンドゥルギ] という。



団地図書室でのメンバーとの記念写真

(2) 実践事例2 「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」(「人の香り協同組合」)

「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」は、東区チャヤン洞で地域(マウル)新聞を毎月編集し発行する団体である。チャヤン洞は、東区の16行政洞の一つで、2014(平成26)年9月30日現在11,546人(男5,972人、女5,574人、5,501世帯)で、面積は1.15km²となっている。地区内に大学が2つあり、近年若者を中心に人口が増加している。

2013年度は、B型(500万ウォン)事業であったが、2014年度は「人の香り協同組合」としてC型(やってみよう。800万ウォン)の採択を受け、大田全市のメディア分野の活動の中心的な位置づけとなっている。

以下、2013(平成25)年8月26日と2014(平成26)年3月14日に行った「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」代表のキム・ジュスクさんへの聞き取り調査¹⁴の記録を元に、①～⑤の項目ごとに整理していく。

①キッカケ

代表のキム・ジュスクさんは、1991(平成3)年からチャヤン洞に住み、テコンドウ道場を経営しながら地域でボランティア活動をしてきた。しかし、その後チャヤン洞地域には大学ができて、新しい住民が一杯入ってくるようになった。一戸建てよりはワンルームが多く、人々は隣に誰が住んでいるかも分からない状態で暮すようになっていき、地域共同体としての意識¹⁵が薄れていった。そこで、以前からチャヤン洞のマウル新聞を創りたいと考えていたが、「大田型良いまちづくり公募事業」が出たので、チャヤン洞住民センターのジ・ヒョンモク洞長(東区職員)に相談した。洞長も、それまでチャヤン洞全体へのお知らせニュース等がなかったので、住民セ

¹⁴ 2013(平成25)年8月26日、2014(平成26)年3月14日、東区チャヤン洞住民センター洞長室で代表のキム・ジュスクさんに聞き取り調査を行った。両日ともジ・ヒョンモク洞長が同席。

¹⁵ チャヤン(紫陽)という地名は、1940年に付けられた名前前で、歴史的にも朝鮮王朝末期から続くマウルである。

ンターとしても協力することとなり応募したのだった。

②具体的な取り組み

2013(平成25)年8月から月1回マウル新聞を発行し、4000部印刷してチャヤン洞内に配布している。チャヤン洞内の14人の統長(区長に任命されている地域住民)も編集委員となり、各戸への配布を行っている。また、洞地区内の官公庁や銀行にも配布している。記者は同年8月現在で54人いて、統長を除く40人はチャヤン洞内に住む一般住民で学生も2人いる。発行前の同年7月には、3週間の記者教育(地元新聞社編集局長が講師)を行った。その後、月1回の編集会議でも記者教育を続けている。記事の内容は、住民自身の話(ボランティア活動や高齢者の話等)、住民センターからのお知らせ、チャヤン洞の歴史や地域のこと等。記者が書いた記事の中から、良い記事を選んで編集している。だんだんと地域に浸透して来ており、読者が直接詩を作って投稿してくれるようになった。投稿した人は83歳のおばあさんで、投稿コーナーを設けたわけではなく、読者からの投稿があったので掲載した。これからも、投稿があれば掲載していきたいと考えている。

③プロセス

それまで、チャヤン洞住民センターから地域住民へのお知らせ(広報紙)などがなく、住民へのお知らせは自主団体の広報紙に載せたり、洞長が各世帯を回って(統長や班長を通じて直接)お知らせしたりしていたという。したがって、キムさんが計画したマウル新聞は、住民センター(区行政)にとっても渡りに船であり、編集会議は洞長の支援もあり住民センター会議室を利用して行っている。またキムさんは当初より、マウル新聞によってチャヤン洞マウルという住民の地域共同体の意識を高めていくことを目指していた。新聞の発行回数が積み上がっていく中、地域住民の反応もよく、読者が自分の詩を投稿してくれたり、記事を投稿してくれたりする人も増えていった。住民センター職員全員の写真も新聞に掲載され、窓口で住民から声がかかるようになった。個人や商店、企業からの寄付も増え、財政的な自立も目指している。

この間の取り組みでは、チャヤン洞住民センターとの関わりが強く見られ、大田広域市社会関係資本支援センターとの関わりは薄く、他の「まちづくり」団体と交流も少なく影響も受けていない。

④今後の展望

キムさんは、当初よりチャヤン洞という地域全体をマウルとしてとらえ、薄れつつある地域共同体意識を再生しようと取り組んできた。そのことが編集委員のみならず、読者である地域住民自身にも浸透してきており、資金とは関係なくみんなが情熱を持って参加してきているという。チャヤン洞は、高齢者の多い地域に大学ができて若者が増えてきた地域であり、その世代間の意志疎通のためにもマウル新聞は重要であり、今後も新聞を通じて交流を図っていききたい、とキムさんは語っている。また、ジ・ヒョンモク洞長も、良いまちづくりのために始めたので、これからも住民センターとしても支援していきたい。今まで洞としての広報紙がなく、このマウル新聞が官民協同のマウル新聞のモデルになるのでは、と語っている。また、ウェブ上に動画で見て貰うような発信をしていきたい。シティタイムスと連携してネットでニュースを見られるようにした、とキムさんは語っている。

実は、2014（平成 26）年 3 月 14 日のインタビューの時は、2014 年度の公募事業に応募していたが不採択になっていた。しかし、その後 5 月の後半の公募事業では「人の香り協同組合」として C 型（やってみよう。800 万ウォン）の採択を受けており、本来ならそれ以後の展望について再度聞き取り調査が必要であった。しかし、2014（平成 26）年 8 月の大田訪問では日程が合わず訪問できなかったため、なぜ協同組合組織にしたのか、そのことでどんな展望を持っているのか等を直接確認することはできていない。

⑤評価と分析

カン・ヨンヒさんの「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」への評価は低い。2013（平成 25）年 11 月のインタビューでも、東区で採択された団体の中で注目している団体は？に対して「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」は上げられなかった。筆者から、どう評価していますかと聞くと、「あまり良いマウル新聞ではない」との返事だった。2014（平成 26）年 3 月 13 日のインタビューでは、「今年は選定されなかった。ここは官庁とのつながりが強く、区との関係が大きい。落とした理由は、みんなで発展させていく方向が見えない。官の記事が多くて、住民中心ではない。他のマウル新聞は、住民に関心がある。この新聞は、官の話が多くて編集長も一度選挙（東区議員）に出た人で、行政依存が強い。」とその理由を語ってくれた。そこには、先の評価の 2 つのポイントの一つである「学びと学び合い」が少なく、「その成果としての活動の広がりと発展」がないということに合致している。また、「官（行政）依存が強い」こともそ



「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」2014 年 4 月号表紙。筆者の訪問が記事になっている。

の評価の低さに繋がっていると見える。しかし、同年5月の後半の公募事業では「人の香り協同組合」としてC型の採択を受けている。このことについて、カンさんは同年8月27日のインタビューで「前期に不採択になった理由は、コミュニティは出来たし前と同じ予算案だったので、それ以上の広がり期待できなかったから不採択になった。その後、カウンセリングを受けて、メディア教育事業等の新しい企画が出たので採択になった。」と語っている。ただ、「審査について以前は区毎に選択したが、今年から教育・文化・福祉・メディア等の分野毎に選定することになった。それでメディア分野から採択された。自分は教育分野担当で詳しい変化はわからない。」と語り、「なぜ協同組合組織にしたのか？」との問いにも、「わからない。協同組合も形だけかもしれない。ただ、協同組合という形の方が、評価が高いこともある。」とのみ語ってくれた。

韓国では、2012（平成24）年12月に協同組合基本法が制定され、誰でも5人以上で協同組合を設立することができるようになった。特に社会的協同組合も創ることができ、日本では不可能な「まちづくり」を目的とする協同組合も設立することが可能になったのである。

4. 持続可能な地域社会の発展と「まちづくり」の課題

このような2つの事例の分析を元に、今後の持続可能な地域社会の発展と「まちづくり」の課題について検討していきたい。

「虹の遊びご飯」の事例は、子どもを持つ親たちの願いから、子どもたちの遊び場づくりが始まり、さらに団地内の図書館を活用した親たちの読書会や学習会活動に発展し、それが地域の人々全体へと広がり、一つの団地を超えた地域共同体（「マウル」）づくりへと展開しつつある事例であった。そして、その中心に「学びと学び合い」があった。

このような事例は、70年代の日本で多く見られた事例に似ている。高度経成長期に若者が大量に流入した首都圏の街では大規模団地が造成され、70年代から80年代にかけて新しい街での結婚・出産が行われ、核家族の中での母親たち（特に専業主婦）が中心となった子育てをめぐる地域の教育文化運動が展開していたのだ¹⁶。あれから30有余年。しかし、そのような大規模団地は現在では「限界団地」と言われるほど入居者の高齢化が進み、「団地が死んでいく」¹⁷等のショッキングな指摘もなされているのである。

一方、韓国でも高齢化はまだそれほどではないが、近年「超少子化」が加速的に進んでおり、2013（平成25）年の合計特殊出生率は1.19人となり、人口1000人当たりの出生数は8.6人で過去最低を記録している¹⁸。韓国の全人口は自然増減では増加しているが、2030（平成42）年には減少に転ずることが予想されている¹⁹。

したがって、「虹の遊びご飯」のあるヒューマンシアアパート第2団地はもとより、第1団地、第2団地を含むヒューマンシアアパート全体も、そして近隣地域を含む小学校区も、さらにチョ

¹⁶ たとえば、玉野和志『東京のローカル・コミュニティ ― ある町の物語一九〇〇―八〇』（東京大学出版会、2005）では、70年代の東京都区の「ある町」を舞台にした「母親たちの挑戦」を取り上げている。

¹⁷ 大山真人『団地が死んでいく』（平凡新書、2008）が正にその代表といえる。

¹⁸ 韓国・聯合ニュースホームページ2014（平成26）年2月27日付より<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2014/02/27/0200000000AJ20140227003500882.HTML>

¹⁹ 2012（平成24）年2月韓国統計庁が公表した「将来人口推計」によると、韓国の総人口は2010年の4,941万人から2030年に5,216万人となり、2031年より減少すると推計されている。

ン洞全体の地域も、今後益々少子化による子どもの数の減少と高齢化が進んでいくことになる。その際、「まちづくり」へと展開しつつあるこの活動が、結果的に今中心になって取り組んでいる親たちの「個人的な要求と成果」=例えば「自分の子どもが良い学校に進学する」「子どもの教育のための別の地域に引っ越す」等に留まるならば、持続可能な地域社会としての発展は期待できないこととなり、30年後の「限界団地」出現を待つだけになってしまうだろう。

聞き取り調査を通じて、「虹の遊びご飯」のメンバーたちが、大田広域市社会関係資本支援センターからのさまざまな支援や学習活動を通じて、活動の幅やネットワークを広げ、「まちづくり」に対する考え方を変化させてきたこと等、そこには確かな発展がみられた。しかし、基礎自治体である東区庁やチョン洞住民センター及び自治体職員との関係はほとんど見られなかった。

一方「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」の事例は、当初より行政洞であるチャヤン洞全体の地域共同体（「マウル」）づくりを展望し、東区庁や洞住民センターの全面的な協力を得て展開している事例であった。そこでは、統長を動員する等の行政依存的な面もみられるが、一方で洞住民センターを拠点とする活動が展開しており、自治体職員との「協働のまちづくり」の可能性も見られる事例であった。

日本では、近年小学校区や中学校区単位に「まちづくりセンター」や「まちづくり協議会」をつくり、自治体職員との「協働のまちづくり」を進めている事例も見られるが、さまざまな問題点も指摘される²⁰。

韓国では、貧困地域を中心に「行政主導」や「行政依存」になりやすい環境であるが、その中でキム代表が寄付等による財政的な自立を目指しながら、チャヤン洞という一つの行政洞をエリアにした「まちづくり」を掲げてマウル新聞を編集・発行し続けていく意味は、大きいといえる。ただ、「学びと学び合い」が少なく、「その成果としての活動の広がりと発展」があまり見られないという指摘に対しては、改善が必要であり大田広域市社会関係資本支援センターからの支援や学習活動の組織化が不可欠であろう。

いずれにせよ、持続可能な地域社会が発展していくためには、「まちづくり」として取り組まれている活動自身が、持続していかなければならない。そのためには、その担い手自身がお互いの「学び合い」によって「活動の広がりと発展」を展望していかなければならない。したがって、「虹の遊びご飯」のメンバーたちにとっては、「個人的な要求と成果」を超えて故郷づくりとしての「まちづくり」・地域共同体づくりへと活動を発展させていけるかが鍵なのである。また、「人の香りの消息を盛り込んだマウル新聞」は、チャヤン洞というエリア（「マウル」）の中でさらに小さなエリア（「トンネ」）でさまざまな「まちづくり」につながる住民の活動を喚起し、または既存の活動を見つけて繋がっていくことが、マウル新聞としての発展の鍵になると考える。

そのためにも、市民活動と自治体（広域・基礎とも）がしっかりと協働して支援していかなければならず、大田全体では、「草の根の人々」が業務受託している社会関係資本支援センターと大田広域市及び各区との協働であり、各「まちづくり」団体にとっては、各区や洞住民センターとの協働であり、社会関係資本支援センターとの関係が重要なのである。

²⁰ 拙稿「大都市における地域社会教育実践成立の可能性——地域コミュニティと担い手をめぐる日韓（札幌・大田）の比較から——」（北海学園大学経済学会『経済論集』第60巻第3号、2012.12）を参照。

5, おわりに

すでに述べたように、大田広域市では6月30日付でヨム・ホンチョル市長が退任し、7月1日からは권선택(クォン・ソンテク)市長が就任した。大田広域市では、市長が交代するたびにコミュニティ政策が変更されてきたという歴史があった。したがって、今後の新市長のコミュニティ政策を注視しながら、「大田型まちづくり」の今後の展開に注目していかなければならない。

筆者の科研費研究は今年度で終了するが、2015(平成27)年3月より本学の制度により、韓国・大田大(大田大学)で在外研修を行うことになり、半年間大田広域市に滞在することになった。

今後も、新たな研究課題を持ちつつ、大田でのフィールドワークを続けていきたい。

大田広域市社会関係資本の拡充条例

(制定) 2013-02-28 条例第 4171 号

(一部改正) 2013-07-10 条例第 4198 号 (大田広域市の行政機関設置条例による)

第1条 (目的)

この条例は、大田広域市が参加と疎通によって互いに信じ心配する市民共同体を通じた社会統合とマウル自治実現のために社会関係資本の拡充に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (定義)

この条例で使用する用語の意味は、次の各号のとおりである。

1 「社会関係資本」とは大田広域市民 (以下「市民」という。) の自発的な参加に基づいて、地域社会が直面している問題を解決し、共通の目標に向かって進むようにする社会的能力として、信頼、コミュニケーション、協力、規範、ネットワークなど無形の資産をいう。

2 「市民共同体」とは、社会構成員個人の自由と権利が尊重され、公共善を認識し、実践する個人の集合体をいう。

第3条 (基本原則)

大田広域市は、この条例に基づいて社会関係資本を拡充するために、次の各号の事項が実現されるようにしなければならない。

- 1 すべての政策が、透明で民主的な手続きに基づいて決定されるようにすること
- 2 社会的弱者を含むすべての階層が政策決定過程に差別なく参加できるようにすること
- 3 地域社会の構成員は、社会的責任の拡散のために自ら努力すること
- 4 社会関係資本拡充のための事業は、市民社会と市民の自発的な参加に基づいて推進するようにすること
- 5 社会関係資本拡充のための事業は、市民と行政機関の相互の信頼と協力のもとに推進すること

第4条 (市民の権利と役割)

- ①市民は、社会関係資本の拡充のための各種事業や施策に参加することができる。
- ②市民は、社会関係資本の拡充のための自らの役割と責任を認識し、協力的な市民共同体を作ること積極的に努力しなければならない。

第5条 (市長の責務)

- ①大田広域市長 (以下「市長」という) は、社会関係資本の拡充のために市政に第3条の基本原則を反映するように努めなければならない。
- ②市長は、社会関係資本の拡充活動に関する社会的合意を形成し、市民の参加を促進し、市民の地域社会活動を積極的に支援しなければならない。

第6条 (他の条例との関係)

社会関係資本の拡充のための施策や事業について、他の条例に特別の定めがある場合を除いては、この条例に定めるところによる。

第7条 (基本計画の樹立)

市長は、社会関係資本の拡充のための事業を推進するため、5年ごとに、次の各号の事項が含

まれている社会関係資本の拡充基本計画（以下「基本計画」という。）を樹立しなければならない。

- 1 大田広域市の地域特性に応じた施策の方向と戦略
- 2 推進体制と基盤の構築
- 3 民・官協力ネットワークの構成
- 4 その他社会関係資本の拡充のために市長が必要と認める事項

第8条（実施計画の樹立・施行）

①市長は、第7条の基本計画に基づいて、次の各号の事項が含まれている社会関係資本の拡充実行計画（以下“実行計画”という。）を1年ごとに樹立・施行しなければならない。

- 1 推進方向と主な事業計画
- 2 行政的・財政的支援に関する事項
- 3 その他社会関係資本の拡充に必要と認められる事項

②市長は、第1項の規定による実施計画を樹立・施行するときは、主要施策と連携するようにしなければならない。

第9条（社会関係資本拡充支援委員会の設置）

市長は、社会関係資本の拡充に関する次の各号の事項を審議または助言するために大田広域市社会関係資本拡充支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 1 第7条の規定による基本計画の策定
- 2 第8条の規定による実施計画の樹立
- 3 社会関係資本の拡充の支援施策や事業
- 4 第12条の規定による大田広域市社会関係資本研究センターの設置・運営
- 5 第13条による大田広域市社会関係資本支援センターの設置・運営、委託等に関する事項
- 6 その他社会関係資本の拡充に必要と認められる事項

第10条（委員会の構成等）

①委員会は、委員長1名と副委員長2人を含む20人以内の委員で構成する。

②委員会の職権委員は、行政府の市長と安全行政局長がなり、委嘱委員は次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。 <改正 2013.07.10>

- 1 大田広域市の議会議員
- 2 社会関係資本拡充のための経験と知見を有する専門家や活動家
- 3 その他市長が必要と認める者

③委員長は、行政府の市長となり、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

④副委員長は、安全行政局長と委嘱委員のうち1名を互選し、委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができない場合には、安全行政局長、委嘱委員の副委員長の順でその職務を代行する。 <改正 2013.07.10>

⑤委嘱委員の任期は2年とし、一回のみ再任することができる。

⑥委員長は、委員会の会議は、委員長が必要と認め、又は在籍委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

⑦委員会の事務を処理するために幹事1名を置くものとし、幹事は自治行政課長がなる。

⑧委員会に出席した委員は「大田広域市各種委員会実費弁償条例」で定めるところにより、手当及び旅費を支給することができる。

⑨その他委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第11条（関係機関等の協力）

委員会は、その業務を処理するために、関係機関や関係専門家等を会議に出席させて意見を聴取したり、必要な資料の提出を要請したりすることができる。

第12条（社会関係資本研究センター）

①市長は社会関係資本の拡充のための体系的な調査や研究のために、次の各号の機能を実行する大田広域市社会関係資本研究センター（以下「研究センター」という。）を設置することができる。

- 1 地域の社会関係資本の診断および事例調査
- 2 社会関係資本を測定するための指標の開発と評価・分析
- 3 社会関係資本拡充のための中長期戦略案の研究
- 4 その他社会関係資本の拡充に必要と認められる事業

②市長は、予算の範囲内研究センターの運営に必要な経費と事業費などを支援することができる。

③第1項の規定による研究センターの組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

④市長は研究センターの効率的な運営のために必要と認める場合、所属公務員を派遣することができる。

第13条（社会関係資本支援センター）

①市長は社会関係資本の拡充のために、市民参加を促進し、支援事業が体系的に推進されるよう、次の各号の機能を実行する大田広域市社会関係資本支援センター（以下「支援センター」とする）を設立することができる。

- 1 支援センターの事業計画の樹立・施行
- 2 官民協力増進
- 3 社会関係資本の拡充事業の支援
- 4 社会関係資本拡充のための公益活動のデータ収集および広報
- 5 まちづくり関連事業や公益活動家の発掘・育成
- 6 市民社会組織間の連携と協力に関する事項
- 7 市民の力量強化のための平生学習支援と協力
- 8 その他社会関係資本の拡充に必要と認められる事項

②第1項の規定による支援センターの組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

第14条（支援センターの管理・運営の委託）

①市長は支援センターを効率的に管理・運営するために関連機関や法人、団体等に委託することができる。

②市長は、第1項の規定により委託する場合には、当該機関または法人、団体等の予算の範囲内で支援センターの運営に必要な経費と事業費などを支援することができる。

③その他この条例に規定されたものを除く事項については、「大田広域市事務の民間委託を促進管理条例」で定めるところによる。

第15条（支援）

市長は、社会関係資本の拡充のために必要と認められる機関、団体や住民組織に必要な行政的・財政的支援を行うことができる。

附則（2013.02.28 条例第 4171 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（大田広域市の行政機関設置条例第 4198 号 2013.07.10.）

この条例は、公布の日から施行する。

（出典：大田広域市のホームページをもとに筆者が翻訳して作成）

大田市民大学 運営規定

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規定は、大田市民大学（以下「市民大学」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（機能）

市民大学は、次の各号の機能を実行する

一般教養講座の開発と運用

職業能力開発のための専門教育の開発と運用

自律学位取得のための連携方法の開発と運用

市民意識と共同体意識の向上のための講座開発と運用

平生教育の専門家の養成や再教育

機関団体の専門性向上のための研修訓練

連合教養大学運営のための共通教養科目の開発と運用

学習サークルなど学習者の組織化支援

学習コンサルティング、相談支援

講堂、会議室、講義室などの施設貸館

保育室、図書室などの設備運営

他の市民大学の趣旨と目的に合致する事業

第 3 条（利用対象）

市民大学は、原則として、性別・年齢・学歴などの対象を限定しない。ただし、講座の運営などのために必要であると認める場合には、制限することができる。

第 4 条（運営時間）

市民大学は休校日を除いては、年間を通じて運営する。

休校日は日曜日を除く祝日と院長が別に定める日ものの、祝日が日曜日と重複している場合には、休館するものとする。

市民大学の受付時間は、平日（月～金）は午前 10 時から午後 10 時までとして、週末（土～日）には午前 10 時から午後 6 時までとすることを基本とし、院長が必要であると認めるときは、これを調整することができる。

第 2 章 講座運営と受講申請

第 5 条（講座の開設）

市民大学は、一般教養課程、専門能力開発コース、研修訓練課程など、市民に必要なカリキュラ

ムを開設する。

教育課程は、韓国平生教育プログラム6進分類表に基づき、領域ごとにバランスよく編成して運営する。

市民大学は、教育課程の特性のために民・官・学協力プログラム、多言語教育プログラム、市民参加活動型プログラム、政策的・戦略的なプログラムなどを開設する。

講座開設のための具体的な事項は、院長が別に定める。

第6条（受講申請および承認）

大田広域市に居住する市民は誰でも受講することができる。

受講申請の承認は、申請の受付順とする。

第7条（講座の閉講）

開設講座の登録人数が定員の40%に達している場合には、閉講することを原則とする。ただし、院長が特に必要と認める場合には例外とすることができる。

第8条（証明書発行）

院長は、開設講座の教育期間の4分の3以上を修了した受講者に修了証を発行することができる。

第3章 講師

第9条（講師選定）

市民大学の講師選定は公募を原則とするが、必要な場合には、方法を変えることができる。

院長は、講師選定の公正性を期すために、5人以内の講師選定委員会を構成する。

講師選定委員会の委員長は、院長とし、委員は、当該分野の学識と徳望がある者とする。

第10条（講師手当）

市民大学の講師には、予算の範囲内で講師料を支給する。

院長は、必要に応じて原稿料などを支給することができる。

他の地域に居住している講師の場合、別の旅費を支給することができる。

第11条（講師の責務）

すべての講義は、担当講師の責任の下で運営することを原則とする。

講師は、事前にシラバスを提出しなければならない。

講師は、講義時間を変更しようとするときは、あらかじめ院長の承認を得なければならない。

第12条（講師解職）

院長は、講師が、健康上の職務を行うことができなかつたり、講師としての資質が著しく劣ると判断したりするときは、委嘱期間の満了前であっても解職することができる。

第4章 受講料など

第13条（授業料の徴収）

市民大学の講座を受講する者に対しては、受講前の基準に基づいて受講料を徴収する。

基準を超える受講料を徴収しようとする場合には、5人以内で構成される受講料審議委員会で定める。

受講料審議委員会の委員長は、院長とし、委員は、当該分野の学識と徳望がある者とする。

材料費、実習費等授業料以外の費用は受講者負担を原則とする。

市民大学は、必要に応じて市民のための無料講座を開設・運営することができる。

第 14 条 (授業料減免)

次の各号のいずれかに該当する場合には、受講料を免除する。

- 1 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」による国家有功者とその遺族
- 2 「国民基礎生活保障法」に基づく受給者
- 3 「ひとり親家族支援法」に基づくひとり親家族の保護者
- 4 「障害者福祉法」に基づく障害者（４級以上）
- 5 「多文化家族支援法」による結婚移民者など
- 6 「大田広域市の出産を奨励し、子育て支援に関する条例」に基づく有望な人の愛のカード所有者

「大田広域市ボランティア活動支援条例施行規則」第 4 条の規定によるボランティアマイレージ証所有者に対しては、受講料の 100 分の 50 を減免する。

第 15 条 (受講料返還)

講座受講の取り消しによる受講料は返還基準による。

第 5 章 施設の利用**第 16 条 (施設の使用申請及び許可)**

市民大学の施設を使用しようとする者は、事前に書面で申請して院長の承認を得なければならない。

第 17 条 (使用料の徴収)

市民大学の施設を使用しようとする者は、定められた使用料を事前に納付しなければならない。

第 18 条 (使用料の減免)

国、地方自治体や公共機関と地域経済活性化のために院長が必要と認める場合には、使用料を免除することができる。

第 14 条第 1 項各号に該当する場合には、使用料を免除する。

使用料を免除する場合にも、冷・暖房費と付属機器使用料など実費を徴収することができる。

第 19 条 (使用料返還)

市民大学施設の利用取り消しによる使用料の返還は基準による。

第 20 条 (利用者の遵守事項)

市民大学を使用する者は、善良な利用者としての注意義務を尽くさなければならない。

施設の利用者は、院長の同意なしに施設を許可以外の目的に使用することができないし、その使用権を他人に譲渡したり、転貸したりすることはできない。

施設内の利用者が使用中の施設等を毀損または滅失したときは、原状回復または損害賠償をしなければならない。

第 21 条 (委任規定)

この規定の施行に必要な詳細については、院長が別に定める。

附則**第 1 条 (施行日)**

この規定は、理事会の承認を得た日から施行する。

第 2 条 (経過措置)

この規定の施行前に行われた業務に対しては、この規定により行ったものとみなす。

(出典：大田市民大学のホームページをもとに筆者が翻訳して作成)